

消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

平素はタウンテニスを御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます

このたび消費税法が改正され 令和元年 10 月 1 日より消費税が 8%から 10%に引き上げられることとなりました
これにより実施日以降の弊社サービスご利用分については新税率の 10%で計算された金額にてご請求させていただきます
現段階でご契約頂く一括納入の計算も 10 月以降は 10%の消費税で計算させていただきますのでご了承ください
各レッスン料は別紙にて参照してください

ご不明な点がございましたらフロントまでご連絡ください

令和元年 8 月

タウンテニス大泉学園

代表者 山内 美奈子

TEL 03-3923-0034

